

# 災害時における介護用品、福祉用具等の調達に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と日建片桐リース株式会社（以下「乙」という。）は、旭川市内に地震、風水害、大規模な事故等による災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、介護用品、福祉用具等（以下「用品・用具等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が実施する応急対策等を円滑に進め、被害の拡大防止と市民生活の早期安定を図るために必要とする乙の協力に關し必要な事項を定める。

## （調達の要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して、介護用品、福祉用具等の調達に関する要請書（様式1号）により、必要となる用品・用具等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、納入可能と判断した物品とその数量において協力するものとする。

## （用品・用具等の範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する用品・用具等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が貸与及び販売することが可能な用品・用具等とする。

- (1) 車いす
- (2) 介護ベッド・マットレス
- (3) ポータブルトイレ（販売に限る。）
- (4) その他甲が指定する用品・用具等

## （用品・用具等の納入等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に、甲の職員の確認の上、用品・用具等を納入するものとする。

2 乙は、貸与で納入した用品・用具等については、貸与期間の最終日に、甲の職員の確認の上、用品・用具等を引き揚げるものとする。

## （調達の報告）

第5条 乙は、甲の要請により用品・用具等を納入したときは、速やかに甲に対し、介護用品、福祉用具等の調達に関する報告書（様式2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後

速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担等)

第6条 この協定により、乙が第2条第1項の規定による協力のため要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前の貸与、搬入、消毒等、又は販売における適正価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、災害時における介護用品、福祉用具等の調達に関する協定書による連絡責任者通知票（様式3号）により、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

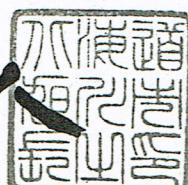
この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



乙 札幌市厚別区下野幌テクノパーク2丁目1-14  
日建片桐リース株式会社

代表取締役社長

片桐 大

